

公営企業、第三セクター等の抜本改革について

[背景]

- 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行（平成21年4月～）
- 地方財政法改正による「第三セクター等改革推進債」（平成21～25年度）の創設



公営企業、第三セクター等の抜本改革の集中的取組の促進（平成21～25年度）

第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法附則第33条の5の7）

1. 対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

- ◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）
⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む。）
- ◇ 土地開発公社及び地方道路公社
⇒ 解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む。）
- ◇ 公営企業
⇒ 廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる地方債の繰上償還等に要する経費

2. 対象期間

平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

議会の議決
総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 償還年限

第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

第三セクター等の状況

＜法人数の推移＞

(単位: 法人、件)

区分	H19調査		H20調査		H21調査		H22調査		H23調査	
	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等
第三セクター	7,775	258	7,686	201	7,535	210	7,439	176	7,317	173
地方住宅供給公社	57	1	57	0	55	2	53	3	52	1
地方道路公社	42	0	42	0	42	0	41	1	40	0
土地開発公社	1,106	23	1,076	30	1,053	32	1,023	29	992	32
合計	8,980	282	8,861	231	8,685	244	8,556	209	8,401	206
法的整理申立法人数	16		20		14		12		13	

※ 統廃合等…統合、廃止及び出資引揚げ件数

＜経営状況＞

(単位: 億円)

区分	経営状況等 調査対象 法人数	赤字法人			補助金 交付額	地方紅葉団体 からの借入残高	地方公共団体等 出資額	損失補償残高 + 債務保証残高		
		法人数	構成比	額				損失補償 残高	債務保証 残高	
第三セクター	6,023	2,346	39.0%	▲ 843	3,339	29,448	21,207	16,195	16,195	-
地方住宅供給公社	51	18	35.3%	▲ 28	110	6,645	21	4,119	4,119	-
地方道路公社	40	5	12.5%	▲ 10	132	5,325	11,559	20,507	118	20,389
土地開発公社	990	452	45.7%	▲ 114	194	4,605	91	21,849	1,498	20,351
合計	7,104	2,821	39.7%	▲ 996	3,775	46,023	32,878	62,670	21,929	40,741

※経営状況調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③地方三公社。
(上表「法人数の推移」は、出資割合が25%未満で財政的支援を受けていない第三セクター等を含むため、法人数が異なる。)

＜経営の点検評価＞

(単位: 法人)

区分	22年度調査			23年度調査		
	全体 法人数	点検評価が行わ れている法人数	構成比	全体 法人数	点検評価が行わ れている法人数	構成比
都道府県	1,855	974	52.5%	1,835	961	52.4%
指定都市	502	416	82.9%	490	394	80.4%
市区町村	4,976	504	10.1%	4,862	499	10.3%
総計	7,333	1,894	25.8%	7,187	1,854	25.8%

＜第三セクター等の状況に関する調査結果(平成23年3月31日現在)＞

損失補償に関する裁判例①

【荒尾市アジアパーク損失補償に関する件（熊本地裁平成16年10月8日）】

確かに、本件損失補償契約は、経済的な効果の面において保証契約と類似するといえるが、損失補償契約と債務保証契約は、法的にはその内容及び効果の点において異なる別個の契約類型であり、また、会社その他の法人のために地方公共団体が損失補償契約を締結し債務を負担することは法の予定するところであるといえる（法221条3項参照）から、損失補償契約の締結自体をもって、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条に違反するものとはいえず、本件損失補償契約は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条の禁じる債務保証であり、違法であるとする原告らの主張は採用することができない。【上告棄却（最高裁第二小法廷平成19年9月21日）】

損失補償に関する裁判例②

【安曇野市三郷ベジタブルの損失補償に係る差止請求（東京高裁平成22年8月30日）】

本件各損失補償契約は、その内容からして明らかに保証契約と同様の機能を果たすものといえることができるから、財政援助制限法3条の趣旨に反し、…同条に違反しているものとして無効であると解するほかない。



【東京高裁の判決に対する上告事件（最高裁第一小法廷平成23年10月27日）】

三郷ベジタブルは清算手続に移行しており、当該手続において、損失の補償を約していた債務は既に全額弁済されたことが認められるから、金融機関等への公金の支出の差止めを求める訴えは、不適法というべきである。東京高裁の判決は失当であることに帰するから、上記訴えを却下すべきである。

なお、付言するに、地方公共団体が法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法3条の規定の類推適用によって直ちに違法、無効となる場合があると解することは相当ではないというべきである。

上記損失補償契約の適法性及び有効性は、当該契約の締結に係る公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきものと解するのが相当である。